

事業所における
「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン
(中間まとめ案)

平成26年8月
帰宅困難者支援に関する協議会

目次

はじめに	P 1
第1章 基本的な事項	
1. 対策の前提	P 2
2. 被害想定	P 2
3. 本ガイドラインの対象範囲	P 4
4. 定義	P 5
5. 一斉帰宅の抑制に関するフロー	P 6
第2章 平常時の取組み	
1. 企業等における施設内待機のための計画策定と従業員等への周知	P 7
2. 企業等における施設内待機のための備蓄について	P 7
3. 平常時からの施設の安全確保	P 10
4. 従業員等との安否確認手段、従業員等と家族の安否確認手段の確保	P 13
5. 帰宅ルールの策定	P 14
6. 従業員等への提供が求められる情報及び情報提供のあり方	P 15
7. 訓練等による定期的な手順の確認	P 15
第3章 発災時の取組み	
1. 安全確認及び施設内待機	P 17
2. 施設内に待機できない場合の対応	P 17
3. 津波に関する予警報が発表されている場合の対応	P 17
4. 防災活動への参加	P 18
5. 従業員等への提供が求められる情報	P 18

第4章 混乱収拾時以降

1. 企業等における帰宅開始の判断 P19
2. 従業員等への提供が求められる情報 P19

参考1：企業等に求められる情報提供のあり方 P20

参考2：行政機関の取組 P22

参考3：施設内待機にかかる計画（例） P23

はじめに

近い将来南海トラフ巨大地震の発生が予測されるなど、大阪府域においては、大規模地震により多くの帰宅困難者が発生する可能性があり、事前の対策を早急に行っておく必要がある。

大規模地震の発生時には、救急や救助活動の他、消火活動や緊急輸送活動など応急活動を迅速かつ円滑に行う必要があるが、そういった中において、道路や鉄道等の施設被害・点検・交通規制等により公共交通機関の途絶や一般自動車等の通行不能が生じた中で、大勢の人が通勤・通学先や所用先等から自宅に向け帰宅を始めれば街中ごった返し、大混乱になり将棋倒しや看板の落下など帰宅を急ぐ者自身が危険にさらされるばかりか、緊急車両の通行の妨げになるなど応急活動に支障をきたすことが懸念される。

このような一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、企業等においては従業員等の安全の確保を図るためには、従業員等を施設内に待機させることが重要となる。

本ガイドラインは、企業等が、これらの対策を適切に行うための参考となる手順等を示したものである。

なお、本ガイドラインは首都直下地震帰宅困難者等対策協議会作成の「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」（平成 24 年 9 月 10 日）及び「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」（平成 24 年 9 月 10 日）を参考に作成した。

第1章 基本的な事項

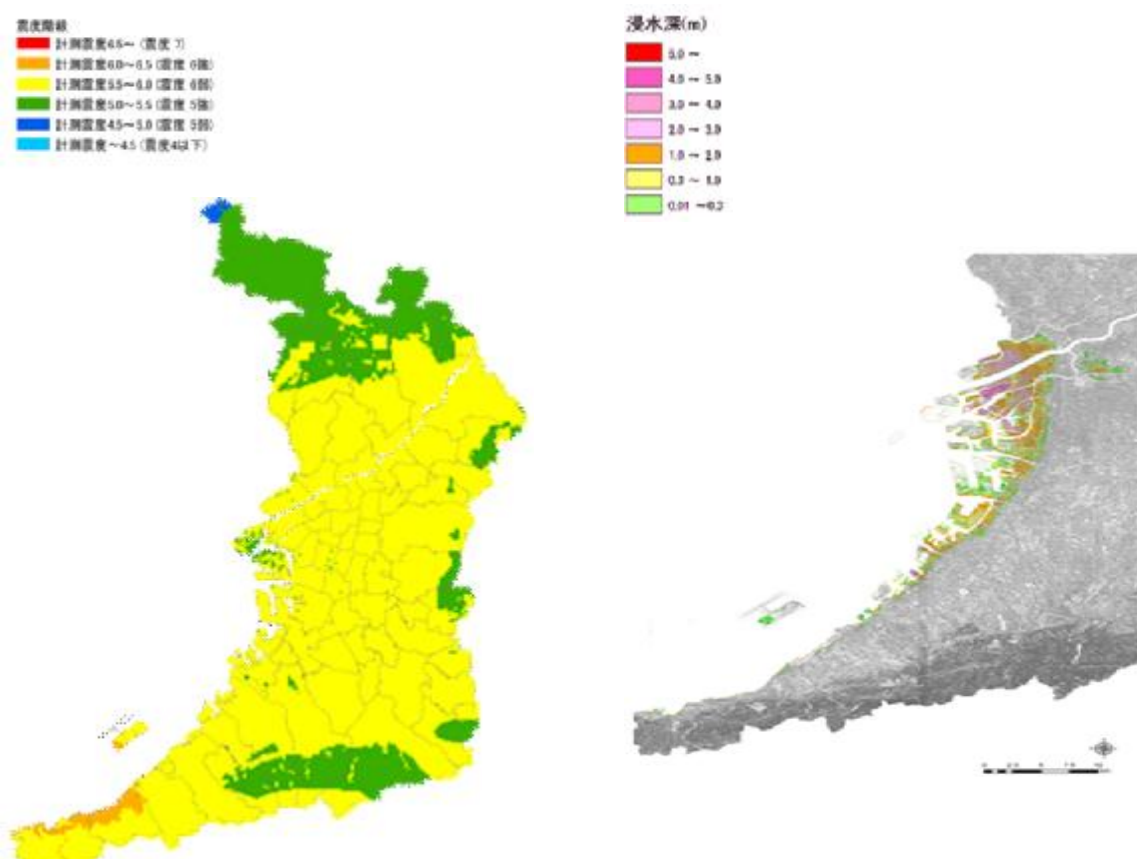
1. 対策の前提

本ガイドラインに基づき企業等が行う対策の前提として、南海トラフ巨大地震の被害想定及び上町断層帯地震の被害想定を考慮する。

2. 被害想定

(1) 南海トラフ巨大地震の被害想定概要

府全体では、最大で震度6強、死者が133,891人（津波からの避難が遅い場合）、全壊・全焼建物が179,153棟となるほか、ライフラインや交通施設にも広域的な被害が発生し、避難者数は1カ月後が最大で約192万人に達するとともに帰宅困難者は約146万人発生する。



南海トラフ巨大地震における震度、津波浸水想定

出典：大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料

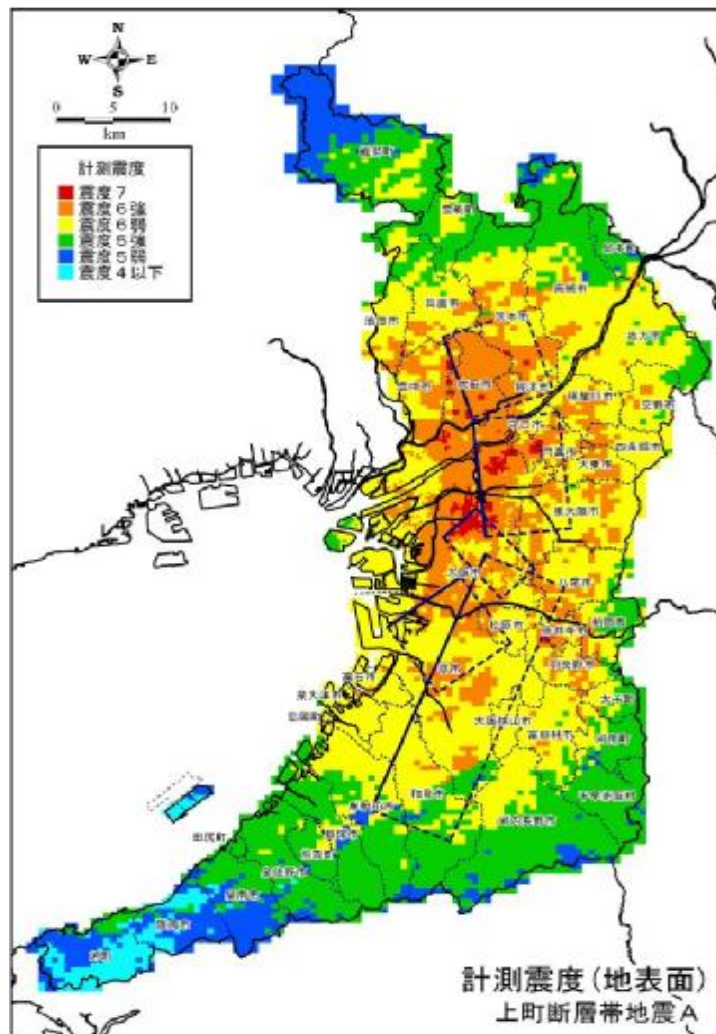
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bukai/>)

(詳細図 <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/20357/00000000/84tunamisyousai3.pdf>)

(2) 上町断層帯地震の被害想定

府全体では、最大で震度7、死者が約12,700人、全壊建物が約36万棟となるほか、ライフラインや交通施設にも広域的な被害が発生し、避難者数はピーク時約81万人に達するとともに、帰宅困難者は約142万人発生する。

(H19.3「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」)



震度分布(上町断層帯地震A)

出典：(左)「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書、平成19年3月」
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/higaisoutei/>)

3. 本ガイドラインの対象範囲

(1) 事業所の種別について

本ガイドラインは、事業所内にいる者の殆どが従業員者等である大阪府内の一般の事業所を対象とする。

(2) 津波浸水想定区域内の事業所について

南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域に立地する事業所等においては、避難指示等が発令されているか否かにより対応が異なる。

避難指示等発令時には、津波が襲来すると想定される区域から逃げることを最優先に考え、避難計画（※）及びその後の対応計画を策定しておくことが肝要である。従って、避難指示等発令時の対応については、本ガイドラインの適用の範囲外とする。

（※）避難計画については、国が定める南海トラフ地震防災規程作成例などを参考に作成してください。

<対策計画・南海トラフ地震防災規程作成例>

府のホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/taisakukeikaku.html

(参考) 法に基づく計画等の作成等

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域内であって、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき大阪府知事が設定する津波浸水想定（P2の図面参照）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域にある病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設等の管理者等は、南海ト

ラフ地震防災対策計画等の作成、届出が義務付けられている。

対象者は別途定められている「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」等に基づき、必要な手続きを行う必要がある。

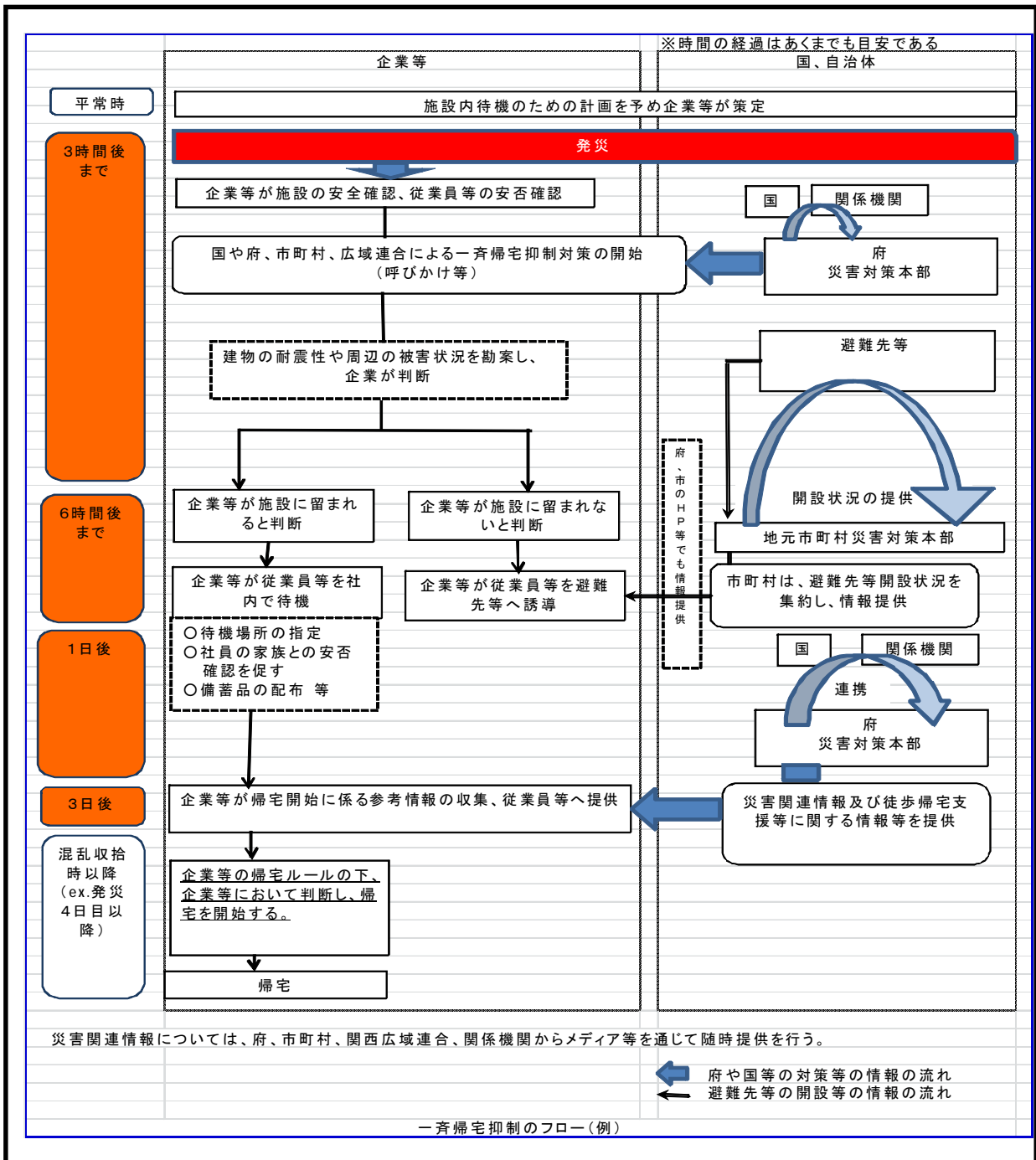
災害時の対応について (事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドラインの範囲)	
避難指示等 発令の有無	
なし	一斉帰宅の抑制(本ガイドラインの対象)
あり	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; background-color: #4a86e8; color: white; border-radius: 15px;"> 至急逃げる (本ガイドライン の範囲外) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; border-radius: 15px;"> 一斉帰宅の抑制(本ガイドラインの対象) </div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; text-align: center;">避難指示等対象区域</div> <div style="width: 45%; text-align: center;">避難指示等対象区域外</div> </div>

4. 定義

企業等	株式会社、有限会社等民間会社、公益団体、公共団体等営利・非営利に関わらず全ての事業者
従業員等	正規・非正規・ボランティアを問わず、事業所内で職務遂行のためにその場にいる者
帰宅困難者	地震発生時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離であること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人) <small>(中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」定義より)</small>

5. 一斉帰宅の抑制に関するフロー

従業員等の一斉帰宅の抑制に関するフローは下図のとおりである。なお、フロー図は津波からの避難のない場合の標準的な例を示したものであり、津波の有無や災害の規模、各施設の事情等により適宜柔軟に対応することが必要である。



第2章 平常時の取組み

1. 企業等における施設内待機のための計画策定と従業員等への周知

(1) 計画の策定（計画については、23頁の（例）を参照）

企業等は、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等に対する対策の取組みへの参加等についても、可能な範囲において計画に明記する。

(2) 複合ビルでの役割分担

テナントビルの場合や、入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等は予め役割分担を取り決めておくことが望ましい。

(3) 従業員等への周知

企業等は、冊子等（電子媒体も含む）により、施設内待機に係る計画等を従業員等に周知する。

2. 企業等における施設内待機のための備蓄について

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等を予め備蓄しておく必要がある。

その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。

(1) 備蓄品の保管および配布

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、

備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。

また、配布作業の軽減や個人の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておくといった方法も検討する。

施設内において備蓄品の保管場所の確保が困難な場合には、近隣の企業等や地域住民と共同により施設内とは別の場所に備蓄品保管倉庫を設けるといった方法も検討する。

津波被害が想定される区域に立地する企業等においては、津波浸水を想定した備蓄場所の検討が必要である。

(注) 保管されている備蓄品が避難通路を塞ぐ障害物となり、消防法令等の違反状態（スプリンクラー設備の放水ヘッドを塞ぐこと、自動火災報知設備の感知器が設置免除されているPS（パイプシャフト）※、機械室等を倉庫として使用すること等）とならないようにする。

※PS（パイプシャフト）：各階を通じ、たて方向に各種配管（給排水管やガス管等）を通すために、床や天井を貫通して設けられる空間のこと。

(2) 備蓄量の目安

発災後3日間程度は応急対策活動期とされていることから、発災後3日間は救助・救急活動を優先させる必要がある。そこで、従業員等の一斉帰宅により救助・救急活動の妨げとならないようにするため、発災後3日間は企業等が従業員等を施設内に待機させられるよう、備蓄量の目安は最低3日分とする。

ただし、以下の点について留意することが望ましい。

- ・企業等は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討しておく。
- ・企業等は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の

帰宅困難者等（来社中の顧客・取引先など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討しておく。

3日分の水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等の備蓄の目安は以下のとおりとする。

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の目安

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水は、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食は、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布は、1人あたり1枚
- (4) その他の品目は、物資ごとに必要量を算定

3 備蓄品目の例示

- (1) 水 : ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺

※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

(備考)

(ア) 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

(例) 非常用発電機、燃料※、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要

(イ) 企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

(例) 非常用食料、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

3. 平常時からの施設の安全確保

発災時の事業所内での事故、被害防止に加え、企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検個所を予め定めておくとともに、次頁の施設の安全点検のためのチェックリスト（例）を参考に安全点検等のためのチェックリストを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。

施設の安全点検のためのチェックリスト（例）			
点検項目	点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体			
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。	建物を退去
		傾いているように感じる。	要注意 ⇒専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。	建物を退去
		斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	要注意 ⇒専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方に傾いている。	建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。	建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れはあるが、施設への影響はないと考えられる。	要注意 ⇒専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）			
1	床	傾いている。または陥没している。	立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。	要注意／要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。	要注意／要修理
		天井材が落下している。	立入禁止
3	廊下・階段	天井材のスレが見られる。	要注意 ⇒専門家へ詳細診断を要請
		大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こうがわが透けて見える。	立入禁止
4	ドア	斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	要注意 ⇒専門家へ詳細診断を要請
		ドアが外れている、または変形している。	要注意／要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。	要注意／要修理
		窓が割れている、またはヒビがある。	要注意／要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。	要注意／要修理
		照明器具・吊り器具のスレが見られる。	要注意／要修理
7	什器等	什器（家具）等が転倒している。	要注意／要修理／要固定
		書類等が散乱している。	要注意／要復旧
設備等			
1	電力	外部からの電療供給が停止している。（商用電源の途絶）	代替手段の確保／要復旧 ⇒(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。	
		空調が停止している。	
2	エレベータ	停止している。	要復旧 ⇒メンテナンス業者に連絡
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。	メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	カゴ内に人が閉じ込められている。	
4	下水道・トイレ	停止している。	代替手段の確保／要復旧 ⇒(例)備蓄品の利用
		水が流れない。（溢れている。）	使用中／代替手段の確保／要復旧 ⇒(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭・異音、煙が発生している。	立入禁止／要復旧
		停止している。	要復旧
6	通信・電話	停止している。	代替手段の確保／要復旧 ⇒(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備	故障・損傷している。	代替手段の確保／要復旧 ⇒消防設備業者に連絡
セキュリティ			
1	防火シャッター	閉鎖している。	要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している。（通行不可である。）	要復旧 ⇒復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。	要復旧／要警備員配置 ⇒外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）
※「避難所管理運営の指針（区市町村向け）（東京都）」及び「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針(国交省)」並びに「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）」を参考とした。			

また、停電時の対応を含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、下記、建物の安全確保の方針（例）を参考に事業所防災計画等で具体的な内容を予め定めておくことが望ましい。

なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておくことが望ましい。

（参考）建物の安全確保の方針（例）

1 事前準備

（1）建物の耐震性を確認し、安全性を確保

昭和56年以前の建物については、耐震診断や耐震補強を実施する。

（2）従業員等の待機場所や応急救護所の設置

従業員等の待機場所や怪我人の応急救護所については、安全確保ができる場所に設置する。

（3）企業等の施設内家具類の転落防止措置等

○安全な家具の配置

避難通路の確保、窓際に背の高い家具を配置しない 等

○家具の配置・物の置き方

家具類は生活の場所と離す。家具の上に物は置かない 等

○オフィスの安全スペースの確保

（例）廊下、エレベータホール、会議室、ミーティングエリア

○キャビネット・書架・物品棚・移動ラックの転倒防止対策

コンクリート壁等へ金具で固定。ツナギ材での連結 等

○デスク周辺の注意

デスク、テーブルは連結して固定、OA機器をデスク等に固定 等

○ローパーティションの固定

レイアウトによる安定化。床・壁に固定 等

○複写機等の転倒・移動防止対策

キャスターをロック、ベルトなどで壁面に連結 等

※ビルの高層階（概ね10階以上）では、長周期地震動対策として家具類のキャスターのロックや吊り下げ式の照明の揺れ防止等も行う。

【東京消防庁が作成した「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より】

2 発災後の対応

(1) 建物の安全性をチェック

施設の安全のためのチェックリスト等を活用し安全を確認

(2) 照明設備や空調設備等必要な措置を講じ、施設内待機可能な環境を確保

4. 従業員等との安否確認手段、従業員等と家族の安否確認手段の確保

企業等は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順を予め定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

(1) 外出する従業員等の所在確認

企業等は、従業員等に対し、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行わせるなどにより、発災時に企業等が従業員等の所在を把握できるような対応に努めることが望ましい。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員がとるべき対応を検討しておくことも望ましい。

(2) 安否確認手段

安否確認は電話の輻輳や停電等を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル171

- 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板、Web171、災害用音声お届けサービス、SNS

(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、IP電話、専用線の
確保 等

(3) 訓練及び体験

企業等は、従業員等と家族等との安否確認の訓練を行うように努める。例えば、毎月1日・15日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを社内報等を活用し従業員へ周知する。

5. 帰宅ルールの策定

(1) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地などの把握に努め、予め帰宅に関するルール(順序)を定めておく。また、本人・家族・医療機関等との情報共有に努め、企業等に留まらせることが困難な加療中の者等については、災害時には、予め定めた内容に従って、病院等に搬送するなどの対応を行うことが望ましい。

なお、企業等に留まらせることが困難な加療中の者等とは、治療や投薬を継続的に行う必要があり、中断することにより病状の悪化や生死に関わる者等、緊急やむを得ない状況にあると社会通念上認められる者に限定することが望ましい。

(2) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認することが望ましい。

また、社員を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとに予め連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認等を行うことなども検討する。

6. 従業員等への提供が求められる情報及び情報提供のあり方

企業等は、一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等に対して家族の安否、被害状況や公共交通機関の復旧見通し等の必要な情報を提供することが望ましい。

従業員等が求める情報の中で最も優先度が高いのが、家族等の安否情報である。企業等が従業員等へ安否確認手段を平時から周知することも、帰宅困難者に冷静な行動を促し、一斉帰宅の抑制を図る上で有効である。

なお、企業等に求められる情報提供のあり方を参考1にまとめているので、これらを参考に従業員等への情報提供手段を複数整備しておくことが望ましい。

7. 訓練等による定期的な手順の確認

企業等は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

また、企業等は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

※南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域内に立地する事業所等においては、津波被害が想定される場合とされない場合のそれぞれについて、訓練等を実施することが望ましい。

第3章 発災時の取組み

1. 安全確認及び施設内待機

(1) 施設の安全の確認

従業員等が安全点検のためのチェックリストにより施設の安全を確認する。

(2) 施設の周囲の安全の確認

行政機関からの一斉帰宅の抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等
を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所
に待機させる。なお、各企業等の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。

(3) 来所者の待機

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機さ
せるようにする。

2. 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、企業等は、行政機関からの避難先等の開設
情報等を基に、避難先等へ従業員等を案内又は誘導する。なお、案内又は、誘
導先は地域の状況に応じて決定するものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

3. 津波に関する予警報が発表されている場合の対応

津波に関する予警報が発表された場合、テレビやラジオ、インターネットなど
各種手段を通じて情報収集に努めることが必要である。

なお、情報の入手先として、「おおさか防災ネット」「防災情報メール」「エリ

アメール・緊急速報メール」なども有効である。

4. 防災活動への参加

企業等は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲の人員で、被災者支援・復旧活動（特に避難行動要支援者の保護等）に努めることが望ましい。

5. 従業員等への提供が求められる情報

企業等は、安否確認手段や被害概況等、避難・待機の判断等の情報提供を行うことが望ましい。

第4章 混乱收拾時以降

1. 企業等における帰宅開始の判断

企業等は、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む）から提供される災害関連情報等により、従業員等の帰宅が救助・救急活動の妨げとならず、また、従業員等が安全に帰宅できることを確認した上で、予め定めたルール等に基づいて待機している従業員等を帰宅させる。

2. 従業員等への提供が求められる情報

企業等は、交通機関の復旧状況、帰宅困難者の搬送体制、帰宅経路の道路被害、避難先等の運営情報等の情報提供を行うことが望ましい。

参考1：企業等に求められる情報提供のあり方

(1) 情報提供のあり方

帰宅困難者から提供が求められると想定される情報		情報の入手先・入手手段(例)	情報の提供方法(例)	平時から実施可能な取り組み(例)
指示	○帰宅に関する対応方針、指示	—	○声によるアナウンス・館内放送 ○掲示板(紙) ○電子メール(携帯電話・パソコン) ○ホームページへの掲載	○帰宅に関する対応方針の策定 ○従業員への周知 ○対応方針・指示の伝達手段の複数整備 ○伝達手段の使用方法的な従業員への周知、テスト・訓練の実施 ○バックアップ電源対策の実施
安否情報	○安否確認手段やその利用方法についての情報	○通信事業者、インターネット	○従業員への周知資料、ホームページへの掲載 ○掲示板(紙)	○各種の安否確認手段についての情報収集 ○従業員への周知 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
	○家族や知人の安否情報	—	○特設公衆電話	○特設公衆電話の整備
地震情報	○震度情報・余震に関する情報	○ラジオ・テレビ等 ○おおさか防災ネット	○入手情報の館内放送 ○電子メール(携帯電話・パソコン) ○掲示板(紙)	○防災情報メールの登録 ○府、市町村、発災時の連絡窓口、連絡方法の確認 ○バックアップ電源対策の実施 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
被害情報	○自分が住む地域の被害 ○道路・通信・ライフラインの被害・復旧見込み ○公共交通機関の運行状況・復旧見込み	○おおさか減災プロジェクト ○国の防災情報 ○鉄道事業者 ○日本道路交通情報センター ○インターネット	—	—
帰宅情報	○帰宅経路を知るための地図情報	—	○地図の掲示	○周辺の地図の用意
	○帰宅途上の道路の通行止め、沿道の被害、混雑状況 ○企業等周辺の被害	○ラジオ・テレビ等 ○おおさか防災ネット ○防災情報メール ○おおさか減災プロジェクト ○国の防災情報 ○インターネット	○入手情報の館内放送 ○掲示板(紙)	○おおさか防災ネットなど情報発信先の確認 ○バックアップ電源対策の実施 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
	○周辺地域の避難先等、災害時帰宅支援ステーションの開設・運営情報	○府、市町村による提供情報	○掲示板(紙)	○周辺地域の避難先等、災害時帰宅支援ステーションの協定締結事業者の確認 ○府、市町村による開設情報提供方法の確認 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
	○周辺地域の避難行動要支援者の搬送拠点、代替搬送手段	○国、府、市町村	—	○府、市町村、発災時の連絡窓口、連絡方法の確認 ○掲示用品(ボード、紙、テープ等)の確保
全般	—	—	—	○職員への周知・教育

(2) 情報の入手先(例)

- おおさか防災ネット

気象・地震や災害発生時の被害・避難情報など幅広い防災情報を提供するポータルサイト (<http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html>)

- 防災情報メール

おおさか防災ネットの気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報について、メールで配信

(<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventInfoMail.html>)

- エリアメール・緊急速報メール

気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービス

- おおさか減災プロジェクト

大阪府民やウェザーニュースの利用者によって府内で観測された情報や、気象災害時の被害情報などを共有し、府民自らが自分に必要な情報を取得できるページ (http://weathernews.jp/gensai_osaka/)

- 国土交通省災害・防災情報 (<http://www.mlit.go.jp/saigai/>)

- NHK気象・災害情報 (<http://www3.nhk.or.jp/weather/>)

- Google 災害情報 (<http://www.google.org/publicalerts?hl=ja>)

- 総務省消防庁災害情報 (<http://www.fdma.go.jp/html/infor/>)

- 気象庁防災情報 (<http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>)

- その他、171、Web171、災害用伝言板、災害用音声お届けサービス、メール（携帯電話、パソコン）、IP電話、SNS、市区町村のホームページ 等

参考2：行政機関の取組

(1) 平常時

(ア) 情報提供体制の確保

企業等は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。このため、行政機関は、予め報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、企業等が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

(イ) 帰宅支援体制の確保

国や府、市町村、関西広域連合は帰宅者に対する支援として、災害時帰宅支援ステーション等の確保・明示を進めるほか、避難行動要支援者を中心とした代替輸送手段の確保等について、予め検討しておく。

また、混乱収拾時以降に帰宅困難者等を円滑に帰宅させるため、企業等に対して時差帰宅等の帰宅ルールの必要性についても周知する。

(2) 発災時

(ア) 企業等に対する災害関連情報等の提供

国や府、市町村、関西広域連合が、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

また、関係機関と連携して、災害関連情報等を提供する。

(3) 混乱収拾時以降

(ア) 帰宅支援の実施と情報提供

行政機関は、災害時帰宅支援ステーションや代替搬送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて企業等に提供する。

参考3：施設内待機にかかる計画（例）

これまでの企業として定めておくべき内容を集約したものを以下のとおり示す。

施設内待機にかかる計画（例）

1. 基本的な考え方

（1）一斉帰宅の抑制の意義と当該計画の目的

南海トラフ巨大地震等が発生した際には、帰宅困難者等の大量発生による混乱を防止する観点から、一斉帰宅の抑制が求められる。このため、企業等においては、従業員等の施設内待機が重要であり、当該計画は、施設内待機を適切に行うための手順等を示したものである。

（2）本計画に使用される用語の定義

- ・対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事務所内で勤務する全従業員

- ・計画が適用される施設の範囲（〇〇社本社ビル、別館 等）

- ・来所者（会議で来社した人、ショールームの見学者 等）

（3）一斉帰宅の抑制の基本方針の明記

（4）事業所周辺の被害想定・地域危険度の把握

2. 事前対策

（1）従業員等を施設内に待機させる際の判断基準

- ・国や府、市町村、関西広域連合の一斉帰宅の抑制の呼びかけ

- ・施設の安全点検のためのチェックリストによる施設の安全確認

- ・施設周辺の状況確認

（2）テレビ・ラジオ・無線機などの情報入手手段の準備

- ・情報入手手段の運用方法（電源の確保を含めた管理等）

- ・情報入手手段の数量、配置場所

(3) 従業員等の安否確認手段の準備

- ・従業員等の安否確認手段の準備
- ・安否確認手段の使用方法等の従業員等への周知

(4) 従業員等に対する備蓄の実施

- ・備蓄の整備方針（日数、対象人数、品目 等）
- ・整備済みの備蓄品の品目や数量

(5) 建物の耐震性の確認やオフィスの家具類の転落防止対策等の実施

- ・施設の耐震性の確認（耐震性が不足している場合は必要な措置を実施）
- ・オフィスの家具類の転落防止対策

(6) 停電時に備えた非常用電源等の整備

- ・非常用電源による電源供給の必要な範囲の設定（非常用エレベーター、照明 等）
- ・非常用電源の確保（稼働時間、燃料種類や容量 等）

(7) 来所者への対応

- ・来所者数の想定
- ・来所者向けの備蓄の種類や数量
- ・来所者用の待機場所の設定

(8) 近隣の事業所及び自主防災組織との協力体制の確立

- ・事業所周辺の災害対策活動に参加する場合の役割等について、近隣の事業所や自主防災組織と調整（協定締結等）
- ・参加する人員体制（総務部 名、営業部 名 等）

(9) 帰宅困難者対策訓練

- ・訓練の実施時期（震災を想定した自衛消防訓練の一部として実施）
- ・訓練の内容（従業員等の待機、備蓄品の配備、家族との安否確認 等）

3. 発災後の対応

(1) 施設の安全性の確認の手順

- ・施設管理担当の従業員等または委託業者が、予め定めたチェックリストによる建物内の被害状況の把握と施設の安全性を確認
- ・軽微な被害については応急措置を実施

(2) 従業員等の安否確認

- ・従業員等との安否確認の実施

(3) 情報の入手

- ・おおさか防災ネット、防災情報メール、テレビ・ラジオ 等

(4) 従業員等への対応

- ・備蓄品の配布や情報提供の手順 等

(5) 来所者への対応

- ・各部署にいる来所者数の把握方法
- ・来所者の待機場所への誘導の手順
- ・来所者に対する備蓄品の配布や情報提供の手順

(6) 事業所周辺の災害活動に参加する場合の体制

- ・周辺の事業者や自主防災組織との役割分担に基づく対応の実施
- ・地域への貢献・協力（町内の見回り、応急救護所の手伝い 等）

4. 混乱収拾後

(1) 従業員の帰宅を開始させる際の判断基準

- 行政及び関係機関から提供される災害関連情報等により判断

(例)公共交通機関の開通状況、道路の被害状況

(2) 帰宅ルール

- 帰宅グループの編成
- 連絡要員の指定など帰宅グループ内の役割分担
- 会社と帰宅グループとの間の連絡の手順、予定される帰宅経路の設定 等

※南海トラフ巨大地震における津波浸水想定区域に立地する事業所等においては、津波被害が想定される際の計画について、別途定めておく必要がある。